

(再公募) 令和8年度此花区広報企画編集業務委託
募集要項 (公募型プロポーザル)

1 案件名称

令和8年度此花区広報企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

此花区では、ターゲットを意識した効果的な媒体選定を行うことで、あらゆる世代の区民が必要な情報を容易に収集できる広報を目指している。広報においては、区民の興味や関心を引くとともに、区民の求める情報を端的に伝え、「伝わる広報」として区民の地域コミュニティへの参加やまちづくりへのアクションにつながる土台作りを目的とする。

区の広報媒体のうち、全戸配布を行っている広報誌から情報を得る区民の割合は高く、(配布実績：約36,300部/月令和7年9月時点)、区のイベントや行政情報がわかりやすく伝わる広報誌の作成が必要である。

また、「訪れたいまち」、「住みたいまち」此花を目指すため、瞬時に見て伝わる効果的な画像を作成し、デジタルサイネージやSNSの媒体を用いてターゲットに応じた広報を行う。

したがって、誌面やデザイン作成に関する専門的知識や幅広い経験をもった民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

区広報誌等の企画編集業務

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模 (契約上限額)

金6,035,000円 (消費税含む)

※契約の締結は令和8年度予算成立を条件とする。

(4) 契約期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(5) 履行場所

本市指定による

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料・貸与品等

広報物を作成するにあたり、市が所有するデータ等を必要に応じて提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び

企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

別紙「仕様書 10 契約金額」のとおり

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第 37 条 1 項に該当するときは免除）

(5) 再委託について

本委託業務において受注者は次に掲げる事項を再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

※その他詳細は別紙「仕様書 11 一括再委託等の禁止」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という）、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の（1）から（8）の条件を、連合体は次の（9）から（12）の条件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。

(5) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(8) 過去 3 年程度の間、官公庁又は民間企業において同種・同程度の実績を有する者。

※同種・同程度とは行政や企業での 1 年以上の継続的広報誌（概ね年 6 回以上発行）の編集業務をさす。（タブロイド判または A3 判で 8 ページ以上または A4 判で 16 ページ以上のものに限る）

- (9) 連合体は、2以上の法人等により構成された任意団体、JV（共同企業体や合併企業）などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立すること。
- (10) 連合体を構成する法人等（以下、「構成員」という。）は上記（1）から（7）の条件を全て満たしていること。
- (11) 構成員のいずれかが、（8）の条件を満たすこと。
- (12) 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う2以上の連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

募集開始（公開）日	令和8年2月3日（火）
質問締切日	令和8年2月9日（月）
質問回答日	令和8年2月12日（木）
参加申請書提出締切	令和8年2月17日（火）
参加資格決定通知	令和8年2月18日（水）
企画提案書提出締切日	令和8年2月27日（金）
選定会議開催日	令和8年3月9日（月）
審査結果通知日	令和8年3月10日（火）（予定）
契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問

ア 受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月9日（月）午後5時30分まで

イ 提出場所・提出方法

質問は箇条書きにて「質問票（様式5）」にて、Eメールにより8（2）提出先・問い合わせ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。

ウ 回答

令和8年2月12日（木）までに此花区ホームページで公表する。

(2) 参加申請手続き及び参加決定通知

ア 受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月17日（火）まで
午前9時から午後5時30分（本市の休日を除く毎日）

イ 提出書類 次の書類を提出すること。

	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1）	要	不要
2	公募型プロポーザル参加申請書（様式 1（連合体））	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 1（連合体））	不要	要（構成員ごとに提出すること）
4	連合体の構成員名簿（様式 2（連合体））	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※ 1
6	使用印鑑届（様式 3）	要	要（連合体様式を使用すること）
7	実績調書（様式 4、契約書等の添付資料を含む）	要	要
8	印鑑証明書または印鑑登録証明書（写し不可。参加申請時点で発行日から 3 ヶ月以内のもの）	要※ 2	要（構成団体ごとに提出すること）※ 2

※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。

※2 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出場所・提出方法

8（2）提出先・問合せ先に持参又は送付によるものとする（送付の場合は必着）。書類は、各 1 部提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和 8 年 2 月 18 日（水）に E メールにより通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和 8 年 2 月 18 日（水）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時 30 分（本市の休日を除く毎日）

イ 提出書類

- ・企画提案書（様式 6）（A4 判とし、企画提案書の枚数は、企画提案作品を除いて 20 ページ以内とする。）

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

1 会社概要

- ① 法人等名称、代表者、所在地、出資金(資本金)
- ② 令和 6 年度の業務収入、経常利益、当期利益
- ③ 組織体制(従業員数・デザイナー数など)
- ④ 創業年月
- ⑤ 営業品目

2 本業務に対する考え方、実施方針

本業務に対する考え方（特に特集面、エンタメ）を特に、広報誌の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報誌に興味を持ち、手に取って読むような企画やアイデアを提案してください。具体的にどのように手に取って読んでみたいと思わせる工夫をするか、此花区らしさ、魅力を発信するか、興味をもって読めるものとするか、企画提案リストアップを踏まえて記載してください。

3 本業務にかかる実施体制、取材の方法・方針

実施体制（人員配置）、取材の方法・方針について、具体的に記載してください。（役割ごとに、人数・経歴・実績等）

① 実施体制

人員配置の構成・役割・人数等を記載すること。

② 取材の方法・方針

取材の際の実施体制、方針について具体的に記載すること。

③ 月次工程表（想定）

校正・校了等各工程の標準的な日程を「納品日の○営業日前」の形式で記載すること。

4 過去 3 年程度の類似業務実績

過去 3 年程度の貴社の類似業務実績を記載してください。（業務名称、発注者、契約日(期間)、納入期限、契約金額、業務概要、履行場所など）

特に、本事業との関わりやアピールしたい点について記載してください。

※実績の参考として過去の作品を提出したい場合は、1 種類のみ提出可（副本は事業者名等にマスキング処理すること。）

5 見積書及び積算根拠

① 費用の年間見積額

年間見積額の予定上限額は、「2(3)事業規模（契約上限額）」記載の額とする。

② 見積額の内訳

人件費や事務費等の費用単価が明示されていること。

費用単価に月数を乗じて費用を積み上げる等積算根拠がわかるように記載すること。

6 企画提案作品

① 企画提案作品

別紙1「課題」参照

② 附属書類

企画提案作品についての工夫点、アピールポイントなどを記載してください。附属書類は、A4版5ページ以内とする。

エ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※副本7部は法人等名称がわからないように網掛けをするなど工夫すること。

※企画提案作品も8部提出すること。

オ 提出場所・提出方法

8（2）提出先、問合せ先へ必ず持参すること。

7 選定に関する事項

（1）選定方法

ア 本企画提案の審査については、此花区広報企画編集業務委託業者選定会議が行い、その意見を
受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

選定会議でプレゼンテーションを行う。

・開催日時 令和8年3月9日（月）午前 開催時間は別途通知

・開催場所 此花区役所 3階 講堂C ※Web参加不可

・提案方法 企画提案書による提案は15分以内とし、質疑応答を含めて30分程度とする。

プレゼンテーションには企画提案書を作成した者が同行すること。プレゼンテーションの出席人数は4人までとする。審査はあらかじめ提出された企画提案書類をもとに行い、追加資料の配布並びに、パソコンおよびプロジェクター等の投影による説明は不可とする。プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案における審査で「技術力」の点数が高い方とする。これにより決定しない場合は「企画力」の点数が高い方とし、なお決定しない場合はくじ引きにより決定する。

※合計点数が満点の6割に満たないときは、適切な事業者とは認められず委託候補として選定しない。

（2）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

別紙2「採点表」参照

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 提出書類または企画提案書に不備があること

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和8年3月10日(火)(予定)に此花区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出・差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
此花区役所 政策共創課
TEL 06-6466-9975
Eメール td0010@city.osaka.lg.jp

課題

R 8	広報誌特集制作
課題	表紙・特集面
構成	1つの共通テーマで作成すること ・ 1面：表紙 ・ 2・3面：特集面
記事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が区内の新たな魅力スポットを発見し、あらゆる世代が区内を回遊したいと思える紙面を作成すること。作成にあたっては、此花区観光ガイドブックから画像の使用を行ってもよい。 ・ 下記〈原稿〉を特集面内に配置すること。一言一句同じにする必要はなく、伝わるように工夫すること。 ・ 此花区公式 LINE 登録者を増加させる企画を組み込むこと。 ・ 仕様書【別紙 1 「編集基本方針」】に沿った内容作成をすること。

【課題設定理由】

・ 区広報誌は、此花区民にとって親しみやすく楽しい情報を発信するとともに、区政への参画を促す訴えかけが必要である。

本課題は、上記を実行するために必要な、情報抽出力、企画提案力、編集力等を審査するものである。

〈原稿〉

多くの方に区内の魅力を楽しんでもらい、地域を回遊していただくためには「街の美しさ」が欠かせない大切な前提条件です。街がきれいであることは、訪れる人々へ安心感や好印象を与えるだけでなく、住民の誇りや、地域全体のイメージ向上にもつながります。

清掃が行き届いた道路や、公園のゴミのない風景、手入れされた緑地や街角の花壇。それらは、ごみ拾いや定期的な清掃活動に参加するなど、地域一人ひとりの心のこもった活動の積み重ねによって実現されています。

あなたもその一員として今日から始めてみませんか？→地域活動に参加いただける方はこちらへご連絡ください（地域サポート課☎番窓口 まちセン☎ 06-6462-3609）

採点表

委員氏名：

項目ごとに、0点から配点の上限点の間で評価点をつける。

当区が求める基準に合致していないと判断する場合は、0点をつけても構わない。

選定基準 (R8)

審査項目	審査の指標	審査内容	配点	評価点
企画力 (45点)	提案力 (25点)	① 事業目的や基本方針をふまえた上で、民間事業者ならではのノウハウや手法が活かされた企画提案となっているか。	25点	
	編集力 (20点)	② 企画方針を読者に効果的に伝えるための編集、構成となっているか。	20点	
技術力 (40点)	デザイン・レイアウト (30点)	③ デザイン性が優れており、内容を適切に伝達するための全体のバランスやレイアウトが適切か。	20点	
		④ ユニバーサルデザインに配慮し、記事の内容にあった色使いができていないか。	10点	
	文章表現 (10点)	⑤ 見出しや本文が読者の興味を引き、読みたくなるような工夫がされているか。	10点	
実行力 (15点)	実施体制 (10点)	⑥ 業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか。	10点	
	類似業務実績 (5点)	⑦ 類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか。	5点	
合計点				／100点